

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県始良市平松3323番地2
氏 名 有限会社コウエイ環境
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 濱田俊太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和



許可の年月日 令和 5年12月 5日
許可の有効年月日 令和 9年 7月29日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸（焼酎廃液に限る。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ
以上12種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所 在 地	鹿児島県始良市平松字野中3282番
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ
面 積	82.68平方メートル
保 管 上 限	15.4トン
積み上げることができる高さ	1メートル

3 許可の条件
なし



4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成14年 7 月30日	
変更許可	平成18年 2 月14日	取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥（有機性のものに限る。）、廃油、紙くず、動植物性残さ」を追加
変更届出	平成18年 9 月28日	法人の名称を「有限会社廣栄建設」から「有限会社コウエイ環境」に変更
更新許可	平成19年 7 月30日	
更新許可	平成24年 7 月30日	
変更許可	平成25年 3 月 6 日	取り扱う産業廃棄物の種類に「廃酸（焼酎廃液に限る。）」を追加、積替保管場所「鹿児島県始良市平松字野中3282番」を新設
更新許可	平成29年 7 月30日	
更新許可	令和 4 年 7 月30日	
変更届出	令和 4 年 8 月15日	積替保管場所「鹿児島県始良市平松字野中3282番」の産業廃棄物の種類に「がれき類」を追加、面積を「73.28平方メートル」から「78.28平方メートル」に、保管上限を「10.2トン」から「14.8トン」に変更
変更届出	令和 5 年 1 月 5 日	法人の代表者を「濱田俊廣」から「濱田俊太」に変更
変更許可	令和 5 年12月 5 日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「がれき類」を「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「汚泥（有機性のものに限る。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「紙くず」を「紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「木くず」を「木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更 取り扱う産業廃棄物の種類に「繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を追加





変更許可	令和 5 年12月 5 日	積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に「がれき類」を「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「汚泥（有機性のものに限る。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「紙くず」を「紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「木くず」を「木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更 積替保管場所「鹿児島県始良市平松字野中 3 2 8 2 番」の産業廃棄物の種類に「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を追加，面積を「78.28平方メートル」から「82.68平方メートル」に，保管上限を「14.8トン」から「15.4トン」に変更
------	---------------	--

- 5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・☒無
- 6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無